

平成24年7月31日
総務省北海道管区行政評価局
(局長：松本 順)

「道路標識の設置及び維持管理に関する行政評価・監視」

〈調査結果に基づく通知〉

総務省北海道管区行政評価局では、北海道が魅力ある観光地をつくるため、様々な施策を実施している中で、地理に不案内な観光客等の道路利用者が、より安全に、迷わず安心して目的地に到達できるための基盤整備を推進するとの観点から、観光圏(注)等を中心として、観光圏域内及び観光圏相互を結ぶ国道を対象に、平成24年4月から同年7月にかけて、国土交通省北海道開発局及び東日本高速道路株式会社北海道支社における道路標識の設置及び維持管理の実施状況を調査したところ、道路利用者の安全かつ円滑な交通に支障が生じかねない状況がみられた。

調査結果を踏まえ、平成24年7月31日、北海道開発局に対して必要な改善措置を講ずるよう所見表示するとともに、東日本高速道路株式会社北海道支社に対して調査結果を通知。

(注) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第105号)に基づき、観光圏整備実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けている地域。

〈本件照会先〉

総務省北海道管区行政評価局第二部第一評価監視官室

たれいし みかみ ゆあさ

(担当) 垂石、三上、湯浅

(電話) 011-709-2311(内線3143) (直通) 011-709-1806

(FAX) 011-709-1843

(Eメール) hkd21@soumu.go.jp

概要

調査の背景

- 道路標識は、道路利用者の安全を確保するとともに、位置や経路及び方向等に関する情報を提供するなど、道路利用者が迷わずに安心して目的地に到達できるための重要な施設であり、道路が交通施設としての機能を発揮するためには、道路標識が適切に設置・管理されていることが必要。
- 近年、北海道では、観光産業を北海道経済のリーディング産業として位置付け、魅力ある観光地をつくるため、観光圏の整備、観光圏を結ぶ交通ネットワークの形成及びアクセス強化等、様々な観光施策を実施。
- このような中、観光客の動向をみると、団体旅行から家族・個人旅行へシフトするとともに、フリープラン又はレンタカーを利用した旅行者の割合が増加するなど、旅行形態及び移動手段の変化に伴って、外国人を含めた訪問先の地理に不案内な観光客等も増加。

実地調査

観光圏域内及び観光圏相互を結ぶ地域において、北海道開発局が管理する一般国道48路線(自動車専用道路を含む。)のうち28路線、東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する北海道縦貫自動車道(道央道)及び北海道横断自動車道(札幌道及び道東道)の2路線について実地調査

所見表示事項

- 道路標識の表示内容等に係る一斉点検とその結果に基づく必要な改善措置を講ずること(北海道開発局、東日本高速道路株式会社北海道支社)
- また、北海道開発局に対して
 - i) 道路標識を設置する際の関連標識の確認等の徹底、また、関連標識の案内情報を追加するなど、道路標識調書の内容の充実
 - ii) 道路標識の適正化に向けた道路管理者間の連携した取組の推進
- 東日本高速道路株式会社北海道支社に対して
 - i) 道路標識を設置する際の関連標識の確認の徹底
 - ii) 道路標識の表示内容や表記方法を定期的に確認するなど点検方法の充実
 - iii) 方面案内に係る補助標識のローマ字併用表示の取扱方針の明確化

左記の観点から具体的な改善方策について北海道開発局に対して所見表示するとともに、東日本高速道路株式会社北海道支社に対して通知

通知日:平成24年7月31日

北海道開発局の調査結果と所見表示事項

調査結果

北海道開発局が管理する一般国道48路線(自動車専用道路を含む。)のうち、観光圏等を中心とした28路線における道路標識の設置及び維持管理状況等を調査

⇒ 21路線(延べ35路線91か所)で道路利用者の安全かつ円滑な交通に支障が生じかねない事例あり

(主な事例)

- 案内標識の表示地名等にローマ字併用表示を行っていない(写真①)、又は路線番号等を誤って表示している(写真②)など、案内表示が適切に行われていないもの(10路線23か所)
- 案内標識の表示地名又は表記方法について、案内の連続性が図られていない(写真③)、又は他の道路管理者との間で案内の連続性や表記方法の整合性が確保されていない(写真④及び写真⑤)など、道路利用者の混乱を招くおそれがあるもの(15路線44か所)
- 標示板の塗装の剥離、又は交通規制標識等の陰になり案内標識の視認性が確保されていないなど、標識の維持管理が適切に行われていないもの(10路線24か所)

所見表示事項

道路標識の一斉点検とその結果に基づく必要な改善を行うとともに、次の措置を講ずる必要がある。

- 道路標識の設置及び維持管理を行う開発建設部等に対し、
 - i) 道路標識を設置する際には、道路関係法令に基づいた適切な案内表示となるよう一層留意するとともに、関連する道路標識との連続性や整合性を十分確認するよう徹底すること。
また、道路標識の連続性及び整合性を確保するため、道路標識調書に、例えば、関連する道路標識(他の道路管理者が設置するものを含む。)の案内情報を付加しておくなど、道路標識調書の内容の充実を図ること。
 - ii) 道路標識の設置場所及び表示内容について、その後の道路環境の変化等に伴い変更する必要はないか、定期的に点検するよう徹底すること。
- 道路標識の整合性等を確保するため、各道路管理者等で組織する北海道ブロック標識適正化委員会を活用するなど、道路標識の適正化に向けた道路管理者間の連携した取組を推進すること。

主な事例(北海道開発局)

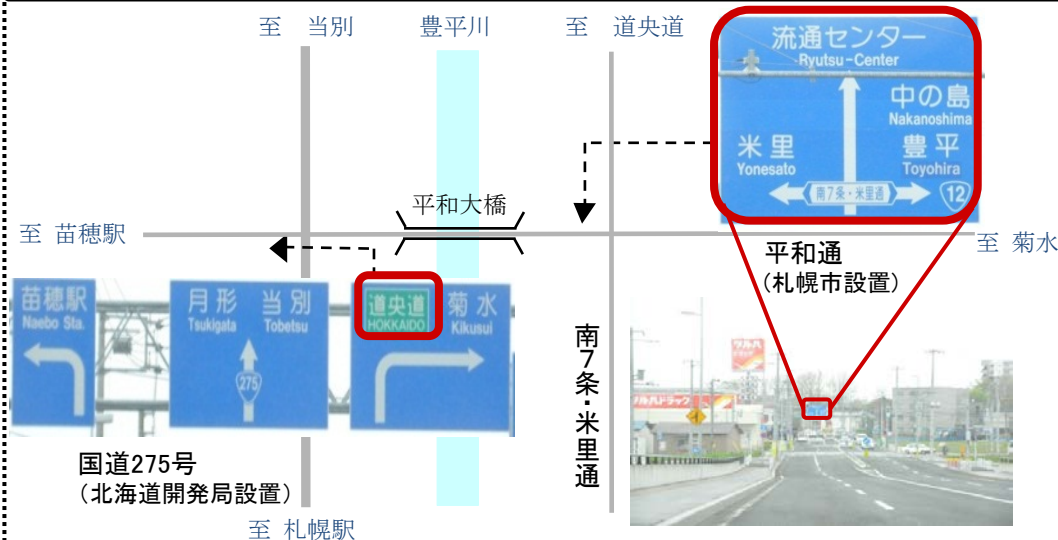
【写真①】 「日の出公園オートキャンプ場」(著名地点案内標識)にローマ字併用表示が無い事例



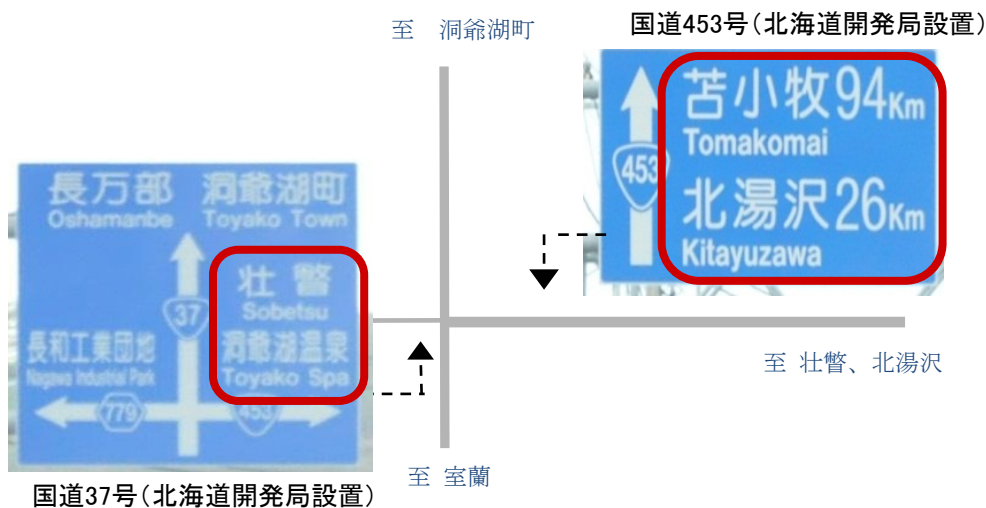
【写真②】 案内標識の路線番号を誤って表示している事例



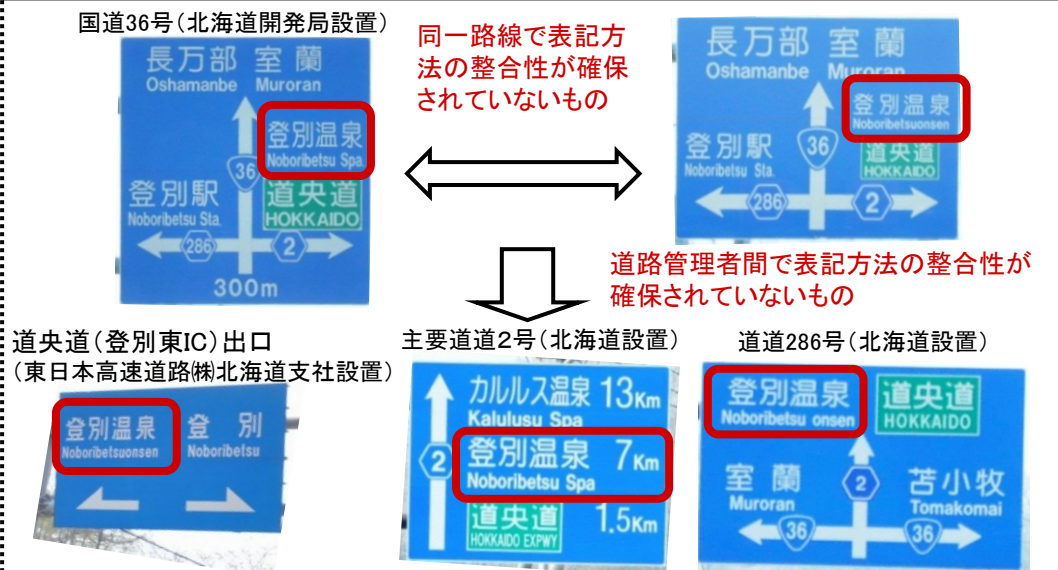
【写真④】 国道の「道央道」の表示に従って右折したが、進行先の札幌市道には案内表示が無いなど、道路管理者間で案内の連続性が確保されていない事例



【写真③】 国道の「洞爺湖温泉」の表示に従って右折したが、進行先の国道の標識には案内表示が無いなど、案内の連続性が確保されていない事例



【写真⑤】 道路管理者間で、「温泉」に係るローマ字併用表示が「Spa」又は「onsen」と区々となっている事例



東日本高速道路株式会社北海道支社の調査結果と通知事項

調査結果

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する北海道縦貫自動車道(道央道)及び北海道横断自動車道(札幌道及び道東道)の2路線を調査

⇒ 両路線の18か所で道路利用者の安全かつ円滑な交通に支障が生じかねない事例あり

(主な事例)

- 案内標識について、表示すべき距離を誤っている、又は社内規定の設計要領に基づくローマ字併用表示を行っていない(写真⑥)など、案内表示が適切に行われていないもの(7か所)
- 案内標識の意味を補足する補助標識について、方面案内の地名等に係るローマ字併用表示の取扱いが区々となっているもの(写真⑦)、又は他の道路管理者との間で案内の連続性や表記方法の整合性が確保されていない(写真⑧及び写真⑨)など、道路利用者の混乱を招くおそれがあるもの(11か所)

通知事項

道路標識の表示内容等の一斉点検とその結果に基づく必要な改善を行うとともに、次の措置を講ずる必要がある。

- 道路標識を設置する際には、設計要領に基づいた適切な案内表示となるよう一層留意するとともに、関連する道路標識との連続性や整合性を十分確認するよう徹底すること。
- 道路標識の表示内容や表記方法について、定期的に確認するなど、点検方法の充実を図ること。
- 方面案内に係る補助標識のローマ字併用表示について、外国人観光客等を含む道路利用者の利便性をも考慮しつつ、その取扱方針を明確にし、必要な措置を講ずること。

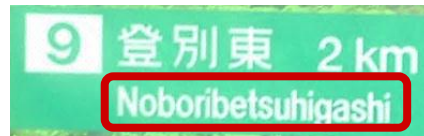
主な事例(東日本高速道路株式会社北海道支社)

【写真⑥】 設計要領に基づくローマ字併用表示を適切に行っていない事例

設計要領に基づくローマ字併用表示



ローマ字併用表示が不適切な事例



「Noboribetsu-higashi」

(注) 「東西南北」が付されたインターチェンジ名称のローマ字併用表示
 (例) 「京都南」 ⇔ “Kyoto-minami”

【写真⑧】 国道は「新千歳空港」と表示しているが、高速自動車国道では旧空港名の「千歳空港」と表示しており、道路管理者間で表示地名が異なる事例

「新千歳空港」と表示しているもの



国道36号(北海道開発局設置)



「千歳空港」と表示している事例



道央道(千歳IC)出口
 (東日本高速道路(株)北海道支社設置)

(注) 新千歳空港は、昭和63年7月に供用開始

【写真⑦】 方面案内に係る補助標識のローマ字併用表示の取扱いが区々となっている事例

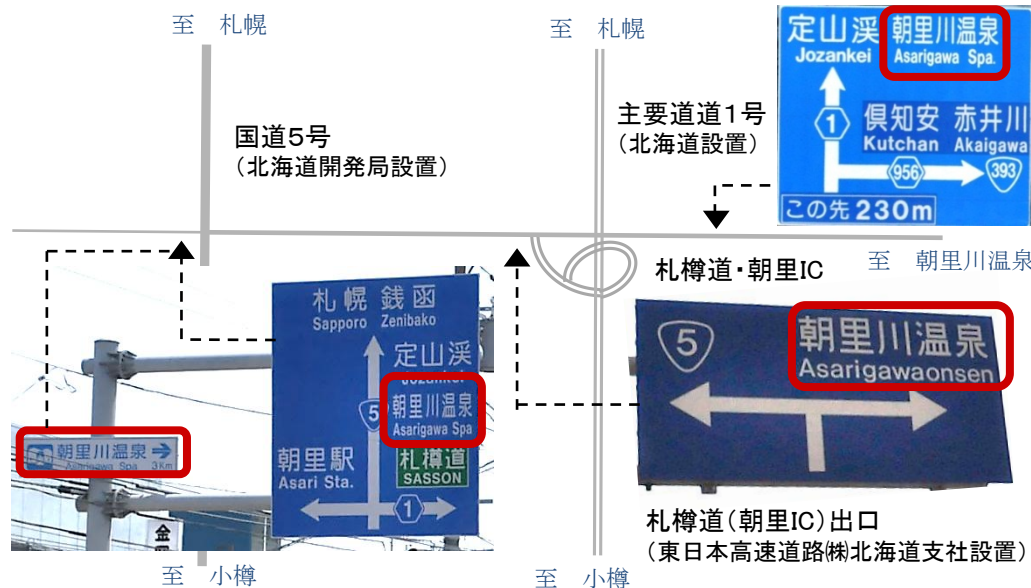
ローマ字併用表示があるもの



ローマ字併用表示が無い事例



【写真⑨】 道路管理者間で、「温泉」に係るローマ字併用表示が「Spa」又は「onsen」と区々となっている事例



札樽道(朝里IC)出口
 (東日本高速道路(株)北海道支社設置)